

少年矯正の在り方に関する意見書

2010年(平成22年)10月19日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 少年院及び少年鑑別所(以下「少年院等」という。)において、被収容者である少年(以下「少年」という。)の人権保障が図られなければならないことを法律に明記すべきである。それとともに、被収容者向けの『子どもの権利ノート(仮称)』を配布すること、少年院の処遇目的に照らして生活上のルールを見直すことなど、少年の人権保障に資する具体的な取組みを行うべきである。
- 2 被収容者の権利侵害の防止、処遇内容の充実、面会時間の確保といった観点から、少年院及び少年鑑別所の人的体制及び物的体制の整備を早急に行うべきである。
- 3 少年院等の職員の研修体制をより充実したものとすべきである。
- 4 少年院等は、処遇段階における少年鑑別所、家庭裁判所及び少年院(保護観察処分の場合は保護観察所)の連携、仮退院に向けての少年院、保護観察所及び児童相談所の連携等、再非行防止へ向けた他機関との連携に真摯に取り組むべきである。
- 5 少年院では、少年に弁護士との無立会面会の権利が認められるべきである。
- 6 少年院等の被収容者に対する権利侵害について、迅速な手続で、公平かつ公正な救済がなされるよう、不服申立制度を整備するべきである。
- 7 随時の視察や被収容者との面談等を行うことで処遇の実情を適切に把握し、処遇や運営について把握し、これに対して必要に応じて意見や勧告を行う機関として少年院監督委員会、少年鑑別所監督委員会(仮称)を矯正施設ごとに創設すべきである。

意見の理由

1 はじめに

広島少年院での法務教官による在院少年に対する暴行事件（以下「広島少年院事件」という。）が、2009年5月22日に広島矯正管区の発表により明らかになった。

これを受け、当連合会は、同日に会長談話を発表して、この事件は、重大な人権侵害であり、被害を受けた少年全員への速やかな被害回復措置をとるべきであることを指摘するとともに、広島少年院には組織的構造的に極めて根深い問題が存在すると考えられることから、外部の専門家を含めた調査チームによる原因分析、他の少年院での調査、刑事施設視察委員会と同様の第三者委員会の設置等によって、施設内における少年の権利保障を図るべきであると主張した。

さらに、同年9月18日に、「『子どもの人権を尊重する暴力のない少年院・少年鑑別所』への改革を求める日弁連提言」（以下「日弁連提言」という。）と題する意見書を公表し、「視察委員会（仮称）」の設置等を提言した。

併せて、法務省内に設置された少年矯正を考える有識者会議（以下「有識者会議」という。）に、当連合会からも委員を推薦し、有識者会議における議論の推移を見守ってきたところである。そして、まもなく、有識者会議が法務大臣に対して、最終報告書を提出することが見込まれることから、有識者会議での議論を踏まえ、当連合会として、少年矯正の在り方に関する意見を述べるものである。

2 少年院，鑑別所における人権保障の徹底

(1) 現行法上、少年院等において、それぞれの収容目的に内在する人権制限を超える人権侵害や制限があってはならないという当然のことが明記されていない。少年院等においても人権保障が図られなければならないことは、憲法に照らしてみれば当然のことではあるが、法律に人権規定がないことが、現場での職員の人権への配慮を徹底しにくいものになっていると思われる。そもそも身柄拘束をしながらの矯正教育においては、人権侵害の危険性が常にあることを強く意識すべきである。

そこで、法律の中に、少年の人権保障が図られなければならないことを明記すべきである。

(2) また、少年一人一人に対して、少年に認められている権利を分かりやすく説明するとともに、権利侵害があったと感じた場合の救済手段を明記した『子どもの権利ノート（仮称）』を配布すべきである。

児童自立支援施設や児童養護施設では、以前から『子どもの権利ノート』が配布されているので、これを参考にすべきである。

(3) その上で、人権を意識することが処遇力の低下につながるのではないかとという一部の懸念（人権とその制約原理を正しく理解していれば、本来はそのような懸念は無用であるが）を払拭するためにも、処遇の在り方について、個別具体的な事案に即した対応を示すガイドラインを作ることも必要である。

(4) 有識者会議での元少年からのヒアリングや少年院視察の結果明らかになったことは、少年院において、実質的な私語禁止というルールを定め、それに違反した場合は1か月間の仮退院期間延長という懲罰的措置が行われているということである。

この点、「私語禁止」という明文の規定は存在せず、慣行としてそのような言葉を使っている少年院もあれば、そのような言葉は使っていないが、実質的に、私語を禁止している少年院もあるようである。

そもそも他者との会話は、各人の人間性に根ざす、根元的、本能的な欲求であり、個人の尊厳にかかわるものであるから、厳格で合理的な理由がない限り、これを一律に制限することは許されるべきではない。もちろん、授業時間、就寝時間等、集団生活上のルールとして私語が禁止されるべき時間もあるであろう。しかし、食事時間や自由時間に自由な会話をすることは、社会生活上のルールを学ぶ上でも、むしろ必要なことである。なぜなら、日常の会話をしながら、その中で相手を怒らせたり、傷つけたりするという人間関係構築の上で不可避のトラブルを経験し、さらに、それを合法的に解決する方法を身につけることも、立派な訓練となる。とりわけ、少年院の少年が社会生活上のトラブルを抱えやすいことからすれば、そのような訓練は、重要なことの一つとなるはずである。

しかるに、私語を一律に禁止することにより、人間関係上の摩擦を無理矢理に封じ込めるという対応は、人権侵害となりうる上、少年にとっても何らの成長につながらない。

なお、少年らが互いに連絡先を教え合うことが、社会に出てからのトラブルに発展する可能性があることは予想されるので、連絡先を教えることのみを禁止するのは合理的な制約であると言えるだろう。しかし、そのために、私語を一律に禁止する必要までは認められない。

したがって、私語禁止という画一的なルール（ルールの名称のいかんを問わず、そのような実質を持つルール）は見直されるべきである。

(5) また、私語禁止ルール以外にも、不合理と思われるルールが少年院等に存在

していないか、外部の目を入れて見直すべきである。

そもそも、明文の禁止規定がないにもかかわらず、実態としては自由が制限されているという実情の把握もした上で、その合理性を検証する必要がある、さらには、その違反に対して、正式な懲罰という形ではなく、仮退院時期が事実上遅れるという形で実質的な懲罰が科されているとすれば、それは重大な問題と言えよう。

以上の内容を踏まえ、慣行的なものも含めたルールの見直しと、ルール違反に対する懲罰の在り方についての見直しを図るべきである。

3 人的、物的体制の整備

(1) 少年院、鑑別所ともに人的、物的体制が脆弱である。

国は、大幅な予算増を断行して、少年院等の人的体制の整備、物的体制の整備を早急に行うべきである。

(2) 無理な人的体制が、少年に対する不適切な処遇につながる危険性もある。例えば、夜間の当直体制については、一人の職員が全体の監視をするという体制に無理があり、いきおい、圧倒的な力関係を見せつけるために、日頃から少年を支配服従させておくことが不可欠という思考になりやすいのではないかと懸念される。

当然のことながら、職員の人権保障を図ることも必要である。職員が過重労働に耐えている中では、精神的余裕がなくなり、より弱い立場の少年に対して、ストレスを発散させる行動に出ないと言い切れない。

愛着関係の形成不全など、精神的、情緒的発達上の問題を抱える少年たちは、挑発的な行動をとることもあるが、それに対して、体罰等の力で押さえつけるのではなく、毅然としつつも受容的な対応をとるには、人間としての包容力と精神的な余裕が求められるはずである。

緊急対応のために、夜間、休日問わず、いつ呼び出されるかもしれないという状況にありながら、日常のローテーションにおいても相当の無理をして有給休暇が保障されないような状況は、改善する必要がある。

(3) また、現在の少年院の収容定員は多すぎる。現実には、近年、収容処分に付される人数が減少傾向にあり、収容人数が定員を切る状態が続いているために支障が少ないようだが、定員数をこのままに放置すれば、いずれ、定員を割っているのだから施設の統廃合をすべしというような声が財政当局から出ないとも限らない。しかし、現場からは、定員の7割程度の状態が限界であるという声も聞こえているところであり、定員削減をすべきであろう。

(4) 少年院では、教科教育、職業訓練、精神医学的訓練、心理学的訓練等さまざまなプログラムが実施されており、施設によって処遇プログラムの特色もある。施設ごとの工夫があることは良いことではあるが、特定のプログラムを実施している施設が全国に数か所しかないというような実態も見られ、それでは個々の少年の特性に合ったプログラムを提供することができない。

少年院の地理的な選択は、基本的には、仮退院後に家族の元で社会復帰することを目指す以上、保護者の訪問に便利であるという点から、帰住先に近い方が望ましい。したがって、せめて高裁管区ごとに、全ての処遇プログラムが揃うような体制にして、その中から当該少年に最もふさわしい少年院を選択できるような体制整備が必要であろう。また、処遇上必要であれば少年院の転院ももう少し柔軟になされるべきである。

さらに、1つの少年院で行っている職業訓練のプログラムも、必ずしも選択肢が多いとはいえず、少年の適不適や成長に合わせた選択肢を少年に与えることができているとは言い難い。もちろん、あらゆる職種について指導者を常駐させることは人的、財政的手当という意味でも難しいであろうが、例えば、地域の人材を活用して、さまざまな職業メニューをそろえるなどの工夫の余地もあるところであろう。

(5) 施設の新築、改築も適切に行われるべきであり、そのための予算も十分に確保されるべきである。

快適な住環境の中で安心した生活を送ることは、矯正教育においても精神的、情緒的発達を支える重要な要素である。

(6) さらに、現在、弁護士的面会時間が十分に確保されていない（休日、夜間面会等）鑑別所があり、各地の弁護士会と鑑別所との間の協議の中でしばしば問題になっている。少年のために十分な付添人活動をするためには、面会時間の確保は重要であるが、面会の待ち時間が長い上に、面会時間が原則として平日の日中に限られているため、付添人活動に支障を生じることがあるからである。ところが、鑑別所側からは、人的体制の問題であると言われており、この点も含めた人的対応態勢の整備が必要である。

また、新規に鑑別所を作る場合には、面会室の十分な確保が必要である。既存の施設でも、改修等で対応すべきであり、そのための予算もつけるべきである。

4 職員の研修体制

現在行われている初任研修、専門研修及びその他の研修は、期間的にも内容的にも、十分とはいえないのではないかと懸念する。

被收容少年の質が昔と今とで変わったか変わっていないかはともかくとして、現に処遇困難とされる少年が多数入所しており、一方、専門的な治療方法、処遇方法に関する研究成果もあるのであるし、さらに昔はあまり意識されていなかったように思われる人権教育も必須であるから、職員が学ぶべきことは年々増えていると言ってよいであろう。

その意味で、まずは導入時研修での基礎的研修期間も、現在においては十分とは言い難いと思われるし、自庁研修において、受容れ側の負担も大きくなって、通常の業務、ひいては少年に、しわ寄せがいつているのではないかとすることも懸念される。

また、折に触れて、処遇能力を高めるための研修及び管理職となるための研修も行われているが、必ずしも十分とは言い難いように思われる。

一部の職員を集めて研修の機会を設け、そこで専門家から得た情報を自庁に持ち帰って他の職員に伝達するという研修方式が採用されているようであるが、そのような間接的な方法で、必要な情報が常に正しく伝達されるかは疑問である。重要な研修については、すべての職員が交替で、直接に専門家から指導を受けられる機会を作るよう、検討すべきである。

さらに、他の機関や施設との間で、相当な期間、人事交流をすることも有益な研修となるであろう。

5 再非行防止へ向けた他機関連携

(1) 鑑別所における心身鑑別の結果及び家裁調査官の調査結果は、適切な処遇を実施する上で不可欠な重要な情報のはずである。ところが、鑑別結果の伝達の方法は、必ずしも、十分とは言い難いことが現場からのヒアリングで明らかになってきた。また、付添人であった弁護士からも家裁の持っている情報が保護観察所に十分に伝わっていなかったという問題が指摘されることがある。やはり、書面での伝達には一定の限界がある。

したがって、鑑別技官、家裁調査官と少年院法務教官（保護観察処分の場合は保護観察官）の三者でカンファレンスを行うことを検討すべきである。

(2) 少年院での処遇が十分な体制と処遇力の下で行われたとしても、仮退院後、社会の中へ戻った少年の更生が必ずしも順調にいくとは限らない。なぜなら、少年院に送致される少年の多くは、家庭環境に何らかの問題があり、家庭が少年に必ずしも安定した安心できる居場所を提供しているとは限らないからである。

そのため、少年の仮退院へ向けた環境調整は、非常に重要である。しかし、環境調整活動の担い手間の連携が十分にできているとは言い難い。

すなわち、仮退院時18歳未満の少年であれば、親元へ戻せない場合には、児童相談所の保護対象となり、児童相談所は、本来、自立援助ホームや児童擁護施設等の施設措置をすべき責務を負っている。したがって、少年院は児童相談所と連絡を密にし、少年院仮退所者のための適切な施設を探すことに努力すべきである。また、保護観察所は、法務省管轄の施設としては更生保護施設しか持っていないが、少年院仮退院者にふさわしい更生保護施設は全国的に見てほとんどなく、保護観察所も「困り果てている」というのが実態のようである。

そのため、元付添人であった弁護士や少年院から相談を受けた弁護士が居場所探しを手伝うことがあるが、これはあくまでも弁護士がボランティアで行っているものであって、環境調整が必要なすべての少年に対して、責任の所在がはっきりとした対応がなされていないのが現状である。しかも、ボランティアの弁護士が見つげ出す居場所は、弁護士有志が開設した民間シェルターであることが多いが、民間シェルターは、公費の支援が一切なく、寄付金頼みで開設、運営されているものであるため、ごく一部の少年に対してしか居場所を提供することができず、どこにも帰る居場所が見つからないために、仕方なく、保護環境の良くない自宅に帰っている少年も多いことが推測される。したがって、法務省は更生保護施設の充実をはかる必要がある。

なお、少年院と児童相談所との連携の必要性について、厚生労働省と十分な協議を行うべきである。

6 弁護士との無立会面会

有識者会議においては議論がされなかったが、日弁連提言にて述べたとおり、少年院に収容された少年が弁護士との無立会面会が認められていない点は問題であり、早急に、改善がされるべきである。

少年と元付添人弁護士との面会はもちろん、少年院での処遇に不満があってこれについて相談するため、弁護士会等を通じて出張法律相談を要請した場合等も同様である。

現在の運用では、元付添人との面会は、抗告期間中等、限られたケースでしか無立会面会が認められていないようである。

しかし、付添人だった弁護士が、付添人としての職務が終わった後にも、少年の安否を案じたり、社会復帰を目指した環境調整の必要があったりして、少年院に少年を訪問することがしばしばある。そういう機会に、もし、無立会面会が実現していれば、職員による人権侵害行為が発覚する端緒にもなるはずである。

後述のような不服申立手段を制度として整備したとしても、現に在院中の少年

が、不服申立ての権利を行使できるとは限らない。とくに、在院中は、そこでの生活に慣らされてしまうため、必ずしも少年自身が、人権侵害の被害に遭っているということを自覚できるとは限らない。元付添人という、少年にとって率直に話をしやすい相手と話をするうちに、人権侵害の事実の存在に、少年自身も、また元付添人も気づくということがありうる。したがって、元付添人との無立会面会の機会を保障するということは、少年に不服申立ての機会を実質的に保障するためにも重要である。

もちろん、付添人がいなかった少年もいるから元付添人に限らず、少年が、資格を有する弁護士に、少年院での処遇について相談しようとする場合には常に無立会面会が保障されることが必要である。

7 不服申立制度の整備

(1) 少年院等の被収容者に対する権利侵害については、公平かつ公正な救済が求められる一方で、少年院等における収容期間の短さから、特に手続の迅速性が求められる。

(2) 現在の制度について

院長面接

少年院における不服申立制度に類似するものとして、少年から処遇または一身上の事情に関する申立てをきくための院長面接（少年院処遇規則第4条）があり、相談助言機能と不服申立制度の代替的機能を持つとされる。しかし、この院長面接は不服申立制度そのものではなく、不適正処遇を防止するためには不十分である。

苦情申出制度

少年院在院者の苦情の申出に関する訓令により、2009年9月から、少年が処遇上の苦情を法務大臣または監査官に訴えることのできる苦情申出の制度が導入された。この制度の運用開始により相当数の苦情が寄せられているとのことである。

しかしながら、この制度は、苦情申立てへの対応について少年に不服がある場合に、再度の審査を行う手続が定められていない。また、この制度の根拠は訓令であるが、少年院等の被収容者にとっては自己の処遇上の不服申立制度という重要な意義のあるものであり、少年院等の職員らに対してもその意義を明確にする必要があるから、法律において明文化し、その内容等を明確にすべきである。

少年鑑別所の苦情申出制度

少年鑑別所に收容されている少年については、矯正局長通達（「在所者による少年鑑別所長に対する申立ての取扱いについて」）により、2010年から、少年が処遇上の苦情を少年鑑別所長に訴えることのできる苦情申出の制度が導入された。

しかし、再審査の手續が定められていないこと及び法律ではなく通達が根拠であること等、少年院の苦情申出制度と同様の問題がある。

(3) 苦情申出制度の改革案

少年院の苦情申出制度の改革

少年院における人権侵害の訴えや処遇に関する処分に対する被收容者の不服申立てについて、充実した調査や適正な審査が行われるようにし、広島少年院で起こった暴行事件のような事態への早期かつ効果的な対処及び被收容者の救済を可能とするため、上記の苦情申出制度を次のように改革すべきである。

ア 少年が処遇上の苦情を訴えたいときは、まずは各矯正管区の監査官に訴えることができる。少年が望んだ場合には少年が自ら速やかにこの訴えを行えるように、この制度の周知を徹底する。少年はこの訴えを行う際に検閲を受けず、かつ、訴えたことにより不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

イ 刑務所での手續に比較して、より簡素な手續（少年院の被收容者の実情に適うもの）として整備するとともに、被收容者に対する代理人等の援助を制度として保障すべきである。

ウ 苦情申出に対し、矯正管区の監査官がこれを却下または棄却した場合もしくは一定の期間内（概ね一ヶ月くらい）に応答しなかった場合に、少年は法務大臣に対し、再審査を求めることができる。法務大臣が再審査の請求を却下あるいは棄却する場合には、後述する「少年院等審査会」（仮称）の意見を聞かなければならない。

エ こうした不服申立制度は法律に明文化すべきである。

少年鑑別所での苦情申出制度の整備

少年鑑別所においては、收容期間が少年院よりもさらに短期間であり、かつ、一般的に終局処分が決まる前の段階で收容されていることに鑑み、上記の苦情申し出制度を次のように改革すべきである。

ア 少年が処遇上の苦情を少年鑑別所長または矯正管区の監査官に訴えることができる。少年が望んだ場合には少年が自ら速やかにこの訴えを行えるように、この制度の周知を徹底する。少年はこの訴えを行う

際に検閲を受けず，かつ，訴えたことにより不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

イ 少年院での手続に比較して，より簡素な手続（少年鑑別所の被収容者の実情に適うもの）として整備するとともに，被収容者に対する代理人等の援助を制度として保障すべきである。例えば，付添人には当然に少年がこの不服申立制度を利用するための代理権を認めるという方法も考えられよう。

ウ 苦情申出に対し，少年鑑別所長または矯正管区の監査官がこれを却下あるいは棄却した場合もしくは一定の期間内（概ね一ヶ月くらい）に応答しなかった場合に，少年は法務大臣に対し，再審査を求めることができる。法務大臣が再審査の請求を却下若しくは棄却する場合には，後述する「少年院等審査会」（仮称）の意見を聞かなければならない。

エ 少年院の場合の院長面接に相当する制度（「鑑別所長面接」）を明定する。矯正管区の監査官に申し出るまでのことはないが，改善や反省を求めたいような事項について，迅速に率直なやりとりを行うことが期待できる。

オ こうした不服申立制度は法律に明文化すべきである。

(4) 「少年院等審査会」（仮称）の新設

少年院等における人権侵害の訴えや処遇に関する処分に対する被収容者の不服申立てに対し，公平かつ公正な救済をなすためには，上述した不服申立制度だけでは，独立性，中立性に欠けるため，救済の実効性において制度的な限界がある。そこで，少年院及び少年鑑別所内における人権侵害の訴え等に対し，公正さを担保し，実効的な救済を行うためには，少年からの訴えを第三者の視点で検討・吟味する制度が必要であることから，法務大臣の諮問機関として，独立性を備えた「少年院等審査会」（仮称）を設置すべきである。

「少年院等審査会」（仮称）の位置づけ等

少年院内における人権侵害の訴えや処遇に関する処分に対する被収容者の不服申立てが却下または棄却され，少年が再審査を請求したが，法務大臣がこれを却下あるいは棄却しようとする際には，必要的に「少年院等審査会」（仮称）に意見を照会しなければならない。また，法務大臣は「少年院等審査会」（仮称）の意見を尊重しなければならない。

「少年院等審査会」（仮称）は，法務大臣の諮問機関として，自ら調

査をなし、あるいは、法務大臣の協力を得て関係機関に事実関係の調査を行わせ、それに基づいて当該再審査の請求について検討し、法務大臣に意見具申を行う。

「少年院等審査会」（仮称）の構成等

上述した目的を達するため、「少年院等審査会」（仮称）の委員としては、児童福祉または教育についての有識者、医師（児童青年精神科医が望ましい）及び弁護士を選任すべきである。また、被収容者を代表するのに近い立場の者の参加が得られるのであれば有益であると考えられるので、一般市民で20代前半の若者などを委員に選任することも考慮されてよい。

8 少年院監督委員会，少年鑑別所監督委員会（仮称）の創設について

(1) 少年院監督委員会，少年鑑別所監督委員会設置の必要性等

日弁連提言において、当連合会は、「少年の施設においても、随時の視察や被収容者との面談等を行うことで処遇の実情を適切に把握し、処遇や運営について把握し、これに対して必要に応じて意見や勧告を行う機関」が必要であることを指摘し、そのような機関として「少年院視察委員会」「少年鑑別所視察委員会」（仮称）を提案した。日弁連提言が想定している機関は、少年院等の外部に設置され、少年院等において違法、不適切な処遇及び対応があればそれを指摘する機関であり、そのことが被収容少年にも理解できる名称であることが必要である。しかるに、「視察」という言葉は、被収容少年に必ずしも理解のできる言葉ではない。したがって、本意見では、これらの名称を「少年院監督委員会」「少年鑑別所監督委員会」（仮称）として提案し、その具体的な在り方について補足説明する。

(2) 基本姿勢

少年院監督委員会，少年鑑別所監督委員会は、少年の特性（人間として未成熟であり成長，発達の上であること，とりわけ非行少年はそれまでに過酷な生育環境におかれていたり，体罰やいじめなどの被害に遭っていたりすることも少なくない。また，そのために大人に対しても基本的な信頼関係に基づく適切な関わりを持つことが難しく，拒否的になったり過度に迎合したりすることも多い。）や少年院等の施設の特性（身体拘束した上で立直りのための教育等を行う施設であること，進級制をとっており早期の出院のためには職員から良い評価を得る必要があると少年が考えざるを得ないことなど）をふまえ，懇切丁寧にその役割を果たさなければ

ばならない。

(3) 少年院，少年鑑別所との対応関係

少年院監督委員会等において，少年院等の実情を理解し，在院少年の状況等をきめ細かく把握するため，1つの委員会で複数の少年院及び少年鑑別所を担当するのではなく，少年院，少年鑑別所ごとに「少年院監督委員会」「少年鑑別所監督委員会」（仮称）を設置すべきである。

(4) 委員の構成

「少年院監督委員会」「少年鑑別所監督委員会」（仮称）の人数は，最低4名とし，施設の規模により4名以上の適切な人数とすべきである。

「少年院監督委員会」「少年鑑別所監督委員会」（仮称）の構成においては，当該施設の職員は含まないものとし，地域の代表者及び少年の教育や福祉についての専門的知見を有する者など，幅広い人材から構成すべきである。特に，児童福祉あるいは教育についての有識者，医師（児童青年精神科医が望ましい）及び弁護士を委員に含めるべきである。

(5) 「少年院監督委員会」「少年鑑別所監督委員会」（仮称）の権限

「少年院監督委員会」「少年鑑別所監督委員会」（仮称）は，施設のあらゆる区画に立ち入る権限，職員の立会いなく被収容者と面談する権限及びあらゆる書類を閲覧する権限を有し，一般的な処遇方法や少年院，少年鑑別所の運営についての意見や勧告を当該施設長に行う。そして，委員会の意見に対して，当該施設長が必要な手だてをとらない場合には，委員会が矯正管区長や法務大臣に直接意見を述べるができるものとする。

(6) メールボックスの設置

少年院等にメールボックスを設置し，被収容者はこれに，当該施設の一般的な処遇や施設運営についての意見を述べるために手紙を投函することができる。このメールボックスは委員会のみが開けることができるものとし，投函にあたって少年院，少年鑑別所の職員の検閲を受けないこと及びこの手紙を投函した事実自体を施設職員に知られないことが保障されなければならない。

9 広島少年院事件の総括

なお，法務省矯正局は，2009年8月12日，「広島少年院における在院者への暴行等不適正処遇事案について」と題して，広島少年院の事件の概要と調査経過，全国の少年院在院者及び職員に対する調査を行っていること等を発表した。その段階で，事件が起きた背景等の原因究明はなされていなかった。

そこで、当連合会は、日弁連提言にて、広島少年院の事件の原因分析、現在の少年院が抱える組織的構造的な問題点の指摘などを速やかに公表すべきであると指摘した。

しかるに、それ以後、広島少年院事件がなぜ起きたのかという原因究明がなされぬまま、有識者会議での議論が進んでいることは問題である。

以上